

# 「トレーニングコンペンセーション」の 不払いに基づくサッカークラブに対する 強制降格処分の適法性（2・完）

——「SV Wilhelmshaven 事件」をめぐるドイツ連邦通常裁判所  
2016年9月20日判決の分析を中心として——

杉原周治

1. はじめに
2. ドイツ・サッカーの団体組織および本事件の概要
  - 2.1 ドイツ国内におけるサッカー団体の組織および権限
  - 2.2 「SV Wilhelmshaven 事件」の概要
3. 下級裁判所の判決
  - 3.1 ブレーメン地方裁判所2014年4月25日判決  
(以上、国際文化研究科論集22号)
  - 3.2 ブレーメン上級地方裁判所2014年12月30日判決
4. 連邦通常裁判所の判決
  - 4.1 連邦通常裁判所2016年9月20日判決
  - 4.2 学説の評価
5. むすびにかえて（以上、本号）

## 3.2 ブレーメン上級地方裁判所2014年12月30日判決

ブレーメン地方裁判所の判決に対して、SVW は、NFV が2014年1月13日に下したSVW に対する強制降格処分の決定（以下、「本件強制降格処分」と略記）が無効であることの確認等を求めて、ブレーメン上級地方裁判所に控訴した。なお、SVW は、控訴に際して当初、NFV による2012年8月23日の勝ち点剥奪処分の無効確認も申立てしていたが、SVW およびNFV は、ブレーメン上級地方裁判所の本法廷の求め（Anregung）に応じて、この申立てについては「解決済み」であることを両当事者一致で宣言している。

SVW の控訴に対して、ブレーメン上級地方裁判所は、本判決において、NFV の本件強制降格処分は無効であったとして、結論として第一審の判決を変更してSVW の主張を容認した。その理由は多岐に渡るが、本稿は、これらを①本件確認の訴えの適法性、②本件強制降格処分のEU 運営条約45条との適合性、③本件強制降格処分の違法性とNFV の審査権、という3つに分類したうえで、それぞれの論点について検討を加えることにする。

#### (1) 本件確認の訴えの適法性

ブレーメン上級地方裁判所は、本件において第一次的に、SVW にはそもそも通常裁判所への出訴の途が開かれているのか否かを審査する。同審査の内容につき、ここではさらに、以下の(a)~(e)の5つの項目に分類して検討を行うことにする。

##### (a) SVW による「仲裁判断取消しの申立て」が必要であったか否かの審査

同裁判所は、第一に、SVW が仲裁判断取消しの申立てをすべきであったか否かを審査する。ところで、仲裁判断は確定判決と同一の効力を有するため、仲裁判断に対しては、当事者の別段の合意がない限り、原則として仲裁手続内で不服申立てをすることはできない<sup>33)</sup>。そこでZPO1059条1項は、「仲裁判断に対しては、第2項および第3項に基づき、裁判所による仲裁判断取消しの申立てのみを行うことができる」と規定し、仲裁判断に対する不服申立ての制度として、通常裁判所に対する「仲裁判断取消しの申立て」(Aufhebungsantrag) の制度を設けている。

同条項に基づき、ブレーメン上級地方裁判所は、本件において、2014年2月20日のNFV 協会裁判所判決によって確認された同年1月13日のNFV による強制降格処分に対して、SVW が仲裁判断取消しの申立てを行うべきであったか否かを審査した。同裁判所は、この点について、結論としては「本件被告のスポーツ団体裁判所はZPO1025条以下にいう仲裁裁判所ではなく、かつ同スポーツ団体裁判所の判決は仲裁判断ではない<sup>34)</sup>という理由から、これを明確に否定した。その根拠につき同裁判所は、スポーツ団体裁判所がZPO1025条以下にいう仲裁裁判所となるためには、同裁判所が、当該団体の定款に基づき独立かつ公正な機関として組織され、かつ紛争の当事者が同裁判所の構成に対して「同等に」(paritätisch) 影響力を有していなければならないが、本件のNFV の定款およびNFV 協会裁

判所の組織はその要請を満たしていない、という<sup>35)</sup>。

「確かに、クラブ構成員と当該クラブの間における、クラブの定款 (Vereinsatzung) に基づく構成員関係 (Mitgliedschaftsverhältnis) をめぐる紛争は、ZPO1066条に従い同1025条以下が類推適用される仲裁裁判所の所管に属する。しかしながら、ZPO1029条によれば、クラブの定款に基づき裁判を求められた裁判所が ZPO1025条以下にいう仲裁裁判所となるのは、当該法的紛争が、通常の訴訟を排除したうえで、独立かつ公正な法的機関 (Instanz) による決定に服する場合のみである。〔すなわち〕そのような仲裁裁判所となるためには、クラブ裁判所 (Vereinsgericht) が、クラブの定款に基づき独立かつ公正な機関として組織されていなければならない。かつ、紛争の関係人 (Streitbeteiligte) が、当該機関の構成に対して同等に影響力を有していなければならない。

しかしながら、NFV の「定款は、そのような紛争当事者による仲裁人の同等な指定を保障していない。NFV 定款19条3文 a 号2段に従えば、法的機関 (スポーツ団体裁判所、スポーツ裁判所) の構成員の選定は、協会総会 (Verbandstag) によって行われる」。「この協会総会は、NFV 定款15条に従えば、常勤の構成員の代表者、その他の構成員の代表者、第27条1項にいう理事会 (Präsidium)、ならびにスポーツ団体的裁判所およびスポーツ裁判所の構成員から構成される。〔しかしながら〕ブレーメン、ハンブルク、ニーダーザクセン、およびシュレスヴィヒ・ホルシュタインの各地区のサッカー協会は、NFV 定款16条1項に従えば、常勤の構成員として合計100票を有しているのに対して、同27条1項に従えば、投票権のある理事会構成員はそれぞれ一票を有している〔にすぎない〕 (同16条3項)。〔さらに〕その他の構成員、すなわち NFV 定款7条で列挙されている、協会構成員 (Mitgliedsverbände) に所属するクラブは、ブンデスリーガ1部および2部、3. Liga、または Regionalliga に参加しているそれぞれのサッカーチームにつき、各一票を有している〔にすぎない〕 (同16条2項)。それゆえ、原告も、自己のファーストチームが Regionalliga Nord に所属している間は、一票が付与されていた。〔しかしながら〕構成員集会 (Mitgliederversammlung) におけるそのような投票権〔のあり方〕は、紛争当事者による仲裁人の同等な指定の要請を満たさない」。

(b) SVW が協会ないしクラブ内部の出訴の途を汲み尽くしたか否かの審査

SVW に通常裁判所への出訴の途が開かれているか否かの判断に際して、上級地方裁判所は、第二に、SVW が協会内部の審級を汲み尽くしたか否かを審査し、結論としてこれを肯定した。その理由につき同裁判所は、一般論として、クラブまたは協会内の紛争解決手続への申立てを懈怠した限りで通常裁判所への申立ては排除されうるが、この排除が行われるのは、この申立期間の懈怠の法的効果が、法律家でない者から見ても、当該クラブまたは協会の定款から明らかに読み取れる場合のみであると述べる。その上で、本件では、① SVW は NFV の決定に対して、2014年2月20日の判決によって棄却されたが、NFV 協会裁判所に対して訴えを申し入れている（本稿第2章2.2(II)を参照）。② NFV 権利および手続規則によれば、NFV 協会裁判所は第一審であり、かつ最終審である。③ NFV 協会裁判所の上記判決に先立って、SVW は既に FIFA の2012年3月9日の勝ち点剥奪処分への要請に対して DFB スポーツ裁判所に対して訴えを提起している（本稿第2章2.2(7)を参照）ことから、SVW は協会内の審級を汲み尽くしたと判断した。具体的には、同裁判所は以下のように述べる<sup>36)</sup>。

「確かに、不変の判例に従えば、クラブの処分に対してクラブ仲裁裁判所 (Vereinschiedsgericht) または国家の裁判所に申立てをすることができるのは、原則として、請求されたクラブ内部の所定の上訴の途 (Rechtsmittelzug) が不成功に終わった場合のみである」。「規定されたクラブ内部の不服申立手続 (Rechtsbehelfsverfahren) がいまだ実行されていない限りにおいて、〔通常の裁判所への〕 訴求可能性 (Klagbarkeit) は暫定的に排除される。〔クラブ内部の〕 上級審への申立てがなされていない場合には、もはや不服申立てのなされなかった決定に服したもの (Unterwerfung) とみなされるのである」。「しかしながら、クラブ内部の〔紛争解決〕 手続の申立てを怠ったことが〔通常の〕 裁判所への申立ての妨げとなるのは、法律家でない者が、〔クラブの〕 定款からこの期間懈怠 (Fristversäumung) の法的効果を明確に認識しうる場合に限られる」。

本件で SVW 「は、紛争の対象となった被告の両決定に対して、〔結果的には2014年2月20日の判決によって〕 棄却されたが NFV 協会裁判所への不服申立てによって、当該定款で規定された出訴の途 (Rechtsweg)

を申し立てた。これによって、重要となる被告の『権利および手続規則』……に基づき、クラブ内部の出訴の途が汲み尽くされ、同時に通常裁判所への途が開かれたのである。双方のケースで自己の管轄権に基づき NFV 権利および手続規則14条にいう抗告裁判所 (Beschwerdegericht) として活動した NFV 協会裁判所は、NFV 権利および手続規則 5 条 5 項に従えば、『第一審および最終審として』決定を下す。すなわち、DFB 連邦裁判所への控訴は開かれていない。

「加えて、いずれにしても、原告のファースト・サッカーチームに科された強制降格処分に関する2014年2月20日のNFV協会裁判所の判決に先立って、既に、FIFAの規律委員会によって原告に科され、その後ドイツ国内で実施された懲罰 (Disziplinarstrafe) に関する2012年11月14日のDFBスポーツ裁判所の決定が存在していた、ということは考慮されなければならない」。

(c) SVW が FIFA により規定された上訴手続を汲み尽くすべきか否かの  
審査

第三に、上級地方裁判所は、SVW が、2009年10月5日および2013年10月24日のCASの仲裁判断に対して、スイス国際私法 (IPRGCH) 190条および191条に基づきスイス連邦裁判所に「仲裁判断取消しの申立て」(Aufhebungsklage) をしなかったこと (本稿第2章2.2(5)および(9)を参照)、ならびに2011年9月13日のFIFA規律委員会の裁定に対して、FDC64条5項に基づきCASに不服申立てをしなかったこと (本稿第2章2.2(6)を参照) が<sup>37)</sup>、「訴えの適法性」(Zulässigkeit der Klage) に反するか否かについて審査した。

この点につき、同裁判所は、SVW が通常裁判所へ提訴する前提として、NFV 内部のあらゆる不服申立てだけでなく、その上位協会である FIFA が用いるあらゆる不服申立てをも汲み尽くさなければならないとすれば、憲法上の地位を保障されている、SVW の実効的な権利保護を求める権利が侵害されうると述べて、結論として SVW が FIFA の定める上訴手続を汲み尽くさなくても SVW の訴えの適法性が否定されるわけではないと判示した<sup>38)</sup>。

「あるクラブ構成員 (Vereinsmitglied) が、自己のクラブと紛争になっ

た際には、通常裁判所へ提訴する前に、第一次的に、当該紛争の調停または判断のために規定されているクラブ内部の出訴の途を汲み尽くさなければならぬという原則を、いわゆる上位クラブまたは上位協会のクラブ裁判権またはスポーツ団体裁判権 (Vereins- bzw. Verbandgerichtsbarkeit) に拡大することにつき、本法廷は、なんらの指示 (Veranlassung) も正当性も見い出さない。〔確かに〕クラブ裁判権の優越的地位によって、基本法9条に基づき憲法上の地位を付与されたクラブの自律性 (Vereinsautonomie) は考慮されなければならない。しかしながら、同じく憲法上の地位を有する、実効的な権利保護を求めるクラブ構成員の権利は、このクラブの自律性と対峙することになる。仮に、原告が訴えの適法性の前提として、クラブ内部のあらゆる上訴の途 (Rechtsmittelzüge) だけでなく、本件訴訟の根拠となった FIFA のスポーツ団体裁判所 (FIFA-Verbandsgerichtsbarkeit) の決定および処分〔適法性を主張する〕のために FIFA が用いるあらゆる上訴手続 (Rechtsmittelverfahren) をも汲み尽くさなければならぬということが、原告に対して、本件のようなケースにおいて通常裁判所へ提訴する際に要求されるのであれば、当該〔実効的な権利保護を求めるクラブ構成員の〕権利はもはや十分に保障されているとはいえない。

(d) NFV の規則等に通常裁判所への申立ての排除について明確な指示が存在していたか否かの審査

第四に、上級地方裁判所は、制裁を科されたクラブが協会内部の出訴の途を汲み尽くさなかった場合に通常裁判所への申立てが排除されるということが、NFV 権利および手続規則、DFB 定款、ならびに本件ライセンス契約から認識しえたか否かを審査する。すなわち、前述のように、このような内容がクラブの定款等から認識される場合には、制裁を科されたクラブの通常裁判所への事後審査は排除されうするため、上に列挙した規則等が、この内容を明確に指示していたか否かが重要となる。これに対して上級地方裁判所は、以下のように述べてこれを否定し、この点からも SVW の訴えの適法性は認められる、とする<sup>39)</sup>。

「前述のように、クラブへの制裁 (Vereinsstrafe) に対する裁判所の事後審査を排除することは、クラブの構成員が、クラブ内部の上訴の提起

をしなかった場合にはそのような〔実効的な権利保護を求める〕権利を喪失する恐れがあるということ、クラブの定款を参照することによって認識しうる場合にのみ、正当化される。」「しかしながら、被告の定款からは、被告の有する裁判権を懈怠した場合に通常の裁判所へはもはや提訴しえない、ということ明確に読み取ることはできない」。すなわち、NFV 権利および手続規則 2 条からは、「FIFA の裁判権 (FIFA-Gerichtsbarkeit) の要請に基づきクラブへの制裁が科された場合には『優先的に』 FIFA の裁判権が汲み尽くされなければならないとする被告の主張は読み取ることはできない」。

また、「NFV 定款 4 条が DFB 定款、すなわち DFB 定款 3 条 1 号 2 文および第 14 条 1g 号を参照しているが、これらの規定からも〔上記の内容は〕読み取ることはできない。確かに、これらの規定からは、FIFA の諸機関の決定を執行するという、DFB および DFB の構成員としての被告の義務が導き出される。しかしながら、同規定からは、クラブへの制裁〔の実施〕に先立ってなされる〔不服申立て〕手続に際して被告の構成員が FIFA に対するあらゆる可能な上訴を汲み尽くさなかった場合には、当該構成員は、FIFA が要請したクラブへの制裁が科された際に通常裁判所への提訴を妨げられるべきである、という〔結論〕は導き出されない」。

このことは、本件の「ライセンス契約」からも導き出されない。すなわち、「同契約は原告と DFB との間で締結された取決め (Abrede) であって、同 9 条では、本契約に起因する紛争が生じた場合には通常裁判所への出訴の途を排除したうえで仲裁裁判所による判断を求める、と規定されている。しかしながら、本法廷は、同取決めの中に、本契約……によって原告には、付加的に、FIFA の要請に基づき被告が原告に科したクラブへの制裁に対して裁判所の統制を求める自己の権利を保持するために、FIFA の〔定める〕上訴の途をも汲み尽くすことが要請されなければならない、とする十分な指示を見いだすことはできない」。

(e) SVW が ZPO256 条にいう確認の利益を有しているか否かの審査

第五に、上級地方裁判所は、NFV の本件強制降格処分に対して、SVW が ZPO256 条に基づき、その無効の確認を求める訴えを提起することができるか否かについて審査する。この点につき、同裁判所は、結論としては、

確かに2013/2014年シーズンのSVWの成績は18チーム中16位の降格圏内であり、結果的にはNFVの強制降格処分がなくとも下位のディビジョンに降格したことは事実であるが、2014年1月13日の強制降格処分の決定以降、残りの試合につきチームのモチベーションが著しく低下した可能性は否定できないとして、「スポーツ上の事由による」(„aus sportlichen Gründen“)降格がSVWの確認の利益を失わせるものではないとした<sup>40)</sup>。

## (2) 本件強制降格処分のEU運営条約45条との適合性

上級地方裁判所は、以上の理由からSVWの控訴は適法であるとしたうえで、次に本件強制降格処分の適法性について審査する。この点につき、同裁判所は、第一に、本件強制降格処分が、労働者の自由移動を保障するEU運営条約45条に照らして適法であったか否かを審査する。この点につき、上級地方裁判所は、結論としては、本件のトレーニングコンペンセーションの請求はEU運営条約45条に違反するものであり、本件強制降格処分はその支払いの請求の実施のための強制手段として用いられるものであるから違法でありそれゆえ無効である、と判示した<sup>41)</sup>。その理由は多岐に渡るが、ここでは以下のように分類して検討することにする。

### (a) EU運営条約39条の適用範囲

第一に、上級地方裁判所は、①本件のサガルサス選手がEU運営条約45条にいう労働者の自由移動の権利を主張しうるか否か、②EU運営条約45条はスポーツ選手の活動にも適用されうるか、③SVWも同権利を主張しうるか否かを審査し、結論としてこれらをすべて認めている<sup>42)</sup>。

その理由につき、同裁判所は、①につき、サガルサス選手はイタリア国籍を有していることからEU運営条約45条の人的適用範囲内にあり、また、同選手は選手契約によりドイツ国内で職業活動を開始したのであるから、EU運営条約45条の場所的適用範囲も考慮される、と述べる。②につき、同裁判所は、欧州司法裁判所のボスマン判決および2010年3月16日のOlympique Lyonnais判決<sup>43)</sup>を引用し、「欧州司法裁判所の判例に従えば、EU運営条約45条以下は、プロまたはセミプロのスポーツ選手の〔活動〕のように、有償の労働または役務の性格を有するスポーツ活動に適用される。その際、EU運営条約45条は、官庁の処分だけでなく、それ以外の非独立自営の仕事の集団的規則に用いられるような規定、すなわち、FIFA



や UEFA のようなスポーツ団体が定めた規則で、職業スポーツ選手による非独立自営の活動行使の諸要件を定めた規則にも及ぶ」と判示する。さらに、③につき、同裁判所は、「被告および CAS の見解とは異なり、選手だけでなく、同選手の使用者としての原告も EU 運営条約 45 条を援用しうる」と述べている。

#### (b) トレーニングコンペンセーションの適否と審査基準

第二に、上級地方裁判所は、トレーニングコンペンセーション制度の目的の正当性および同制度の適合性について審査するが、この点につき同裁判所は、前述した *Olympique Lyonnais* 判決を踏襲している<sup>44)</sup>。

すなわち、①目的の正当性につき、同裁判所は、「労働者の自由移動に介入するような措置は、当該措置によって EU 運営条約に適合する正当な目的が追求されており、かつ同措置が一般的利益というやむをえない事由 (*zwingende Gründe des Allgemeininteresses*) によって正当化される場合にのみ許される」と判示する。そして、「職業スポーツにつき、欧州司法裁判所は、若手選手の人材発掘および育成を促進するという目的は、EU 域内でのスポーツ、とりわけサッカーが有する重大な社会的意義に鑑みて正当なものとして承認されなければならない、ということを確認した……。このことから、本件のように、ある若手有望選手が育成終了後に育成クラブとは別のクラブと職業選手として契約を締結するといったケースのためのトレーニングコンペンセーションを定めた規則は、原則として、若手有望選手の人材発掘と育成を促進するという目的によって正当化されうる、という結論が導き出される」と述べ、トレーニングコンペンセーション自体の目的は正当化されうると判示した。

さらに、②適合性については、同裁判所は、労働者の自由移動に介入する「措置の適用は、上述した目的の実現を保障するために適合的 (*geeignet*) でなければならない、かつ、この目的の達成のための必要な (*erforderlich*) 範囲を越えてはならない」とする。そして、以下のように述べて、トレーニングコンペンセーションは、プロ選手として成功した若手選手の育成コストだけでなく、プロ選手とはなれなかった選手の育成コストも考慮された場合にのみ比例的であり正当であるという。

「しかしながら、ある選手の移籍に対して支払われるべき移籍補償金

は、その偶発性や偶然性によって特徴付けられるものであり、当該選手の育成に際してクラブに発生した実際の (tatsächlich) コストとは無関係のものである。なぜなら、若手選手のスポーツ上の将来を明確に予測することは不可能であり、また、こうした若手選手の限られた数だけがプロとして活動しうるものだからである。そのような移籍補償金を獲得できるという見込みは、若手選手を雇用し育成することを動機づける決定的な要因になりうるものでなく、また、とりわけ小さなクラブにおけるこうした活動を財政支援する適切な手段ともなりえない」。

「それゆえ、〔移籍〕補償金に関する規律が若手有望選手の人材発掘および育成に適合しているか否かを問う際には、将来職業選手となる選手であっても職業選手とはならない選手であっても、その育成によって当該クラブに発生したコストが考慮されなければならない」。

「移籍補償金は、それが〔プロとして〕成熟した選手の市場価値ではなく、実際に (tatsächlich) 発生した育成コストに向けられている場合にのみ、育成コストの代償としての機能を果たすものである」。

### (c) FIFA のトレーニングコンペンセーションの適法性

しかしながら、上級地方裁判所は、本件において『『DRC』および(それに続く) CAS は、本件で重要となる FIFA のサッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーションの附則 4 の第 4 条および 5 条に従い、トレーニングコンペンセーションを科した」が、この「トレーニングコンペンセーションの算定は、上述した諸要請に適合しない」として、FIFA のトレーニングコンペンセーションの算定方法は不適法であるとした。同裁判所は、その理由につき以下のようにいう<sup>45)</sup>。

「本件で行われたトレーニングコンペンセーションは、アルゼンチンの両クラブが育成のために費やしたコストに向けられているのではなく、移籍先クラブが当該選手〔の育成〕のために免れた費用を、定額での (pauschal) 算定に基づいて補償しているのである。結局は、移籍先のサッカークラブの confederation 団体の経済的な『価値』 („Wertigkeit“) や、同クラブが所属する協会内の自己の『価値』に基づく補償額の算定を介して……当該選手の価値に基づく補償が行われている。〔しかしながら〕本法廷は、このような補償のあり方は、欧州司法裁判所がボスマ

ン判決および *Olympique Lyonnais* 判決において、EU 運営条約45条(旧 EC 条約48条)に従えば自由移動の権利に適合しないと位置付けた補償規定と決定的な差異を見い出さない」。

(d) FIFA レギュレーションの附則4の第6条の適法性

ただし、上級地方裁判所は、FIFA のトレーニングコンペンセーション制度のうち、例外的に、EU 域内および欧州経済領域における補償金の算定方法につき定めた附則4の第6条の特別規定は適法であると判示している<sup>46)</sup>。

「附則4の第6条1項a号によれば、ある選手が下位のカテゴリーに属するクラブから上位のカテゴリーに属するクラブへ移籍するケースでは、双方のクラブのトレーニングコストの平均に基づいてトレーニングコンペンセーションが算定される。すなわち、このケースでは、いずれにしても育成クラブのコストが考慮されている。〔これとは逆に〕同選手が上位のクラブから下位のカテゴリー〔に属するクラブ〕へ移籍した際には、同6条1項b号に従い、下位のカテゴリーに属するクラブのトレーニングコストに基づきトレーニングコンペンセーションが算定される。ただし、〔本来はこのケースでは〕EU 運営条約45条に鑑みれば育成クラブのコストに対応させるものであるが、同規定はクラブの移籍を容易にするための規定であり、つまり選手の地位の向上を含むものであって、その限りで問題は生じない」。

(3) 本件強制降格処分の違法性と NFV の審査権

上級地方裁判所は、さらに、本件強制降格処分の違法性の根拠として、NFV が自身を FIFA 規律委員会の単なる執行機関であり、それゆえ同委員会の懲戒処分および CAS の仲裁判断が国内法および国際法に違反していないか否かを審査する権限を有していないという誤った見解に依拠して、本件強制降格処分を下していることを挙げる<sup>47)</sup>。同裁判所によれば、むしろ NFV は、NFV が実施する FIFA 規律委員会の裁定、および同裁定の根拠となる CAS の仲裁判断が国内法または国際法に違反していないか否かを審査する義務を有している、という<sup>48)</sup>。この NFV の審査権の根拠につき、同裁判所は、上述した DFB 定款17a 条2項(本稿第2章2.2(2)を参照)を挙げる<sup>49)</sup>。

「DFB 定款17a 条2 項によれば、DFB は、CAS を国際紛争における独立した司法裁判所として認めるとともに、『[CAS の判断が] 拘束力ある国内法もしくは国際法に違反せず、または FIFA もしくは UEFA のレギュレーションが例外を認めている限りにおいて CAS の判断に服する』。同規定からは、CAS の判断が拘束力ある国内法または国際法に違反していないか否かにつき審査する DFB の権限だけでなく、その義務が導き出される。(本件のように) 当該判断を受けたクラブが DFB に従属する協会の構成員である場合には、CAS の判断の実施はこの協会によってなされなければならない。その限りにおいて、[CAS の判断に対する] 審査を実施し、その後始めて自己のクラブ制裁権 (Vereinsstrafgewalt) を行使することがこの協会の任務となるのである」。

DFB 定款17a 条2 項の文言からは、「DFB は、[DFB が CAS の判断に] 服することが拘束力ある国内法または国際法に違反しない限りにおいて(のみ)、DFB は CAS の判断を承認する、ということが明らかである」。「その際、[同条項の] 『[CAS の判断が] 拘束力ある国内法もしくは国際法に違反しない限りにおいて』という文言は、[CAS の判断に対する] DFB を介した適切な審査を暗示している」。

「被告は、その [DFB 定款17a 条2 項にいう] 例外とは仲裁裁判所に提訴しなければならないか否かという前提問題にのみ関連すると主張するが、この見解は、[同条項の] 文言からはなんらの根拠も見出せない。この例外規定は、まさに(本件の) CAS の判断に関係する。CAS に提訴する必要のない事例、および CAS に提訴されない事例では、CAS の仲裁判断への拘束力は、初めから問題とならない」。

#### 4. 連邦通常裁判所の判決

プレーメン上級地方裁判所の判決に対して NFV は連邦通常裁判所に上告した。これに対して連邦通常裁判所は、2016年9月20日の判決において、上級地方裁判所判決と同様に、2014年1月13日付けで下された NFV の本件強制降格処分は無効であるとし、結論として NFV の上告を棄却した。本章では、この連邦通常裁判所の判決 (4.1)、および同判決に対する学説の評価 (4.2) について検討を加えることにする。

#### 4.1 連邦通常裁判所2016年9月20日判決

連邦通常裁判所は、本判決において、SVWの確認の訴えの訴訟要件は満たされているとして訴えの適法性を認めたとうえで（以下(1)）、結論としてNFVの本件強制降格処分を無効であるとする（以下(2)）。

##### (1) 本件確認の訴えの適法性

SVWの本件確認の訴えの適法性につき、同裁判所が挙げる根拠は多岐に渡るが、本稿はこれらを以下の(a)～(g)の7つに分類して検討することにする。

##### (a) 仲裁裁判取消しの申立ての必要性

第一に、連邦通常裁判所は、本件強制降格処分はZPO1025条以下にいう仲裁判断ではないと判示した。すなわち、前述のように控訴審であるブレーメン上級地方裁判所は、NFV裁判所はZPO1025条以下にいう仲裁裁判所ではなく、それゆえNFV裁判所の判決は仲裁判断ではないから、NFV裁判所によって確認された強制降格処分に対してSVWがZPO1059条に基づく仲裁判断取消しの申立てを行う必要はないと判示したが（本稿第3章3.2(1)(a)を参照）、本判決もこの立場を踏襲する<sup>50)</sup>。

##### (b) 本件の当事者間の法律関係の有無とNFVに対するSVWのメンバーシップ

第二に、連邦通常裁判所は、本件訴訟の当事者の間にはZPO256条1項にいう法律関係(Rechtsverhältnis)が存在すると判示する。すなわち、同裁判所は、ZPO256条1項にいう法律関係にはクラブと協会との関係に依拠した個別の請求権が含まれ、加えて、強制降格処分に関する2014年1月13日付けのNFVの本件理事会決定は、NFVに対するSVWのメンバーシップ関係に介入していることから、この法律関係の存在が認められるとする<sup>51)</sup>。

「ZPO256条1項にいう法律関係とは、ある者との他者、またはある者とある物との、法律で規定された特定の関係であると理解されなければならない。そこには、例えば、あるクラブもしくは協会におけるメンバーシップ(Mitgliedschaft)、またはそこから導き出されるクラブ構成員も

しくは協会構成員と協会との関係といった、包括的な法律関係に依拠した個別の請求権または権利が含まれる」。「本件訴えによって不服申立てがなされた〔強制降格処分に関するNFVの〕本件理事会決定は、被告に対する原告のメンバーシップ関係(Mitgliedschaftsverhältnis)に介入している。それゆえ、訴えられた団体のこの理事会決定が有効であるか否かの問題は、適法にも、(消極的な)確認の訴えの対象となりうる」。

(c) 本件の当事者間の法律関係の有無とFIFAの「執行機関」としてのNFV

第三に、連邦通常裁判所は、SVWとNFVの間の法律関係の存在は、NFVの本件強制降格処分決定が2012年10月5日のFIFA規律委員会の強制降格処分の裁定に基づいている、という事実によって否定されるわけではないとする。すなわち、同裁判所によれば、FIFAおよびDFBにおけるSVWのメンバーシップは存在せず(本稿第2章2.1(4)を参照)、それゆえ、たとえNFVがFIFAの単なる「執行機関」であったとしても、NFVの当該決定はNFVにおけるSVWのメンバーシップに直接介入するものであり、SVWに対して独自の規制を行ったものであると言えるから、上記法律関係は認められるという<sup>52)</sup>。

「〔被告の〕上告理由に反して、不服申立てがなされた〔NFVの〕決定の対象(つまり強制降格)がCASによって確認されたFIFA規律委員会の裁定に基づいていることは、〔当該法律関係が存在するということ〕と矛盾しない。自己の構成員としての原告に対する強制降格の実施は、Regionalliga Nordに対する責任者としての被告を介してのみなされるものであった(FIFAが第一次的に委託したDFBも明らかにこれを前提とした)。スポーツ団体の自己の構成員に対する懲罰権(Disziplinarstrafbefugnis)は、(持続的な)メンバーシップ((fortdauernde) Mitgliedschaft)に基づいている」。しかしながら「DFBおよびFIFAにおける原告のメンバーシップは存在しない。それゆえ、〔NFVの〕当該理事会決定は、(たとえFIFAの裁定を実施するものであったとしても)原告のメンバーシップの権利(Mitgliedschaftsrecht)に直接介入する、原告に対する独自の規制を行ったものである。このこと照らせば、被告が、上告理由で述べたように、決定に際して自身を単なるFIFAの『執

行機関』 („Vollzugsorgan“) であると理解していたとしても、このことは法的には重要ではない。

(d) 本件の当事者間の法律関係の有無と FDC64 条の規定

第四に、連邦通常裁判所は、FIFA も自己の懲戒規程 (FDC) の第 64 条において (本稿第 2 章 2.2 (12) を参照)、強制降格処分については自ら実施しえず FIFA の構成員であるサッカー協会の協力に頼らざるをえないことを前提としており、それゆえ SVW に対する強制降格処分につき直接的な裁定を下すことはできないから、この点からも NFV と SVW の間の法律関係は認められるとする<sup>53)</sup>。

「その他の点において、FIFA も (正当にも)、本件強制降格を自ら実施しえず、むしろ構成的には自己に所属する各団体の協力に頼らざるをえない、ということを明確に前提としている。FIFA の規律委員会が自己の裁定の根拠としている FDC64 条に従えば、FIFA の権限には、クラブに制裁金 (Geldstrafe) を科すこと、および勝ち点剥奪や強制降格といった制裁を警告する (androhen) こと (のみ) が含まれる。例えば、FDC64 条 1 項は、FIFA または CAS によって支払いを命じられた金銭を他方の当事者に対して支払わなかったクラブには、a) 制裁金が科されること、b) 最終期日を遵守すること、c) 支払いがなされなかった場合には勝ち点剥奪、または下位ディビジョンへの強制降格がなされることが指示される、と規定している。FDC64 条 2 項によれば、クラブがこの最終期日をみすみす逃した場合には、関係する団体には、警告された制裁を実際に実施することが要請される」。

「仮に FIFA 規律委員会が、Regionalliga Nord の主催者である被告の (構成的な) 決定を必要とせず、原告の同ディビジョンからの強制降格につき直接的な裁定を下すことができる、という立場を主張したとしても……このことは、強制降格の実施に対する被告の権限についてなんらの変更も加えることはできないだろう。規律委員会のそのような (不適切な) 見解が、FIFA が強制降格を自ら実施しうるための根拠となりうる FIFA と原告との間の直接的な法律関係の発生をもたらすものではない、ということとは明らかである」。

(e) 本件確認の訴えにおける確認の利益

第五に、連邦通常裁判所は、「もし本件において原告の確認の利益が認められないとすれば、裁判を介して原告が延々と不服申立てをしなければならないであろう、被告のさらなる強制降格決定を〔原告が〕まじめに期待しなければならないことになる。被告が自己の推定上の権利に基づき、(さらなる)著しい障害をもって原告に対抗するであろうという原告の危惧は、〔原告の〕確認の利益を根拠づけるのに十分である」<sup>54)</sup>と述べて、本件確認の訴えにつき SVW の確認の利益を有している、と判示する。

(f) CAS の仲裁判断と本件確認の訴えの適法性

第六に、連邦通常裁判所は、CAS の仲裁判断の存在にもかかわらず、SVW の確認の訴えの適法性は認められるとした。すなわち、同裁判所は、①トレーニングコンペンセーションの「正当な権原」、および FIFA を介した強制降格の判断が、原告により申し立てられた仲裁手続の対象であったこと、② CAS は、2009年10月5日に SVW に対してトレーニングコンペンセーションの支払いを認める仲裁判断を下し、2013年10月24日に FIFA の強制降格処分を適法とみなす仲裁判断を下したが、これらの仲裁判断に対して SVW がさらなる不服申立てを行使していないことをもって、NFV の本件理事会決定に対する SVW の確認の訴えの適法性が否定されるわけではない、と判示する<sup>55)</sup>。

その理由につき、同裁判所は以下のように、とりわけ、①本件において、たとえ強制降格処分の無効が確認されても SVW のトレーニングコンペンセーションの支払い義務は残されているが、これをもって本件確認の訴えの適法性が否定されるわけではない。②アルゼンチンの両クラブが、トレーニングコンペンセーションの支払いを認める CAS の仲裁判断に基づきドイツ国内で同仲裁判断を執行しうるか否かは、ZPO1061条にいう手続に委ねられる問題である。③ CAS の当該仲裁判断に対して国内で仲裁判断取消しの裁判を行う SVW の義務は存在しない。④トレーニングコンペンセーションの不払いを理由に強制降格処分が科せられるか否かという問題と、CAS の仲裁判断に基づきアルゼンチンの両クラブにトレーニングコンペンセーションの請求権が認められるか否かという問題は厳格に分離されなければならない、などと述べた<sup>56)</sup>。



「とりわけ、本件訴訟においては、たとえ強制降格決定の無効が確認されたとしても、それとは別に原告には、CASの最初の仲裁判断によって確認されたアルゼンチンの両クラブに対するトレーニングコンペンセーションの支払いについての義務は残されている、という点をもって原告に対抗することはできない。トレーニングコンペンセーションの正当な権原を有する〔本件のアルゼンチンの〕両クラブが、自己に有利となるように下されたCASの当該仲裁判断に基づき原告に対して〔ドイツ〕国内で〔当該仲裁判断を〕執行しうるか否か、あるいは公序 (ordre public) に鑑みればその点につき疑義が生じるか否かという問題の解明は、場合によっては、ZPO1061条に基づく外国仲裁判断の承認および執行のための手続に委ねられるであろう。上告理由とは異なり、アルゼンチンの両クラブにとって有利となるように下されたトレーニングコンペンセーションに関するCASの仲裁判断に対する非承認 (Nichtanerkennung) を国内〔裁判所〕で確認させるという、(強制降格決定を理由に提起された被告に対する確認の訴えの適法性に疑問を投げかける) 原告の優先的義務というものも存在しない。トレーニングコンペンセーションの不払いのために、団体の規則に基づき (vereinsrechtlich) 判断される〔強制降格処分の〕懲戒処分が原告に対して科されうるか否か、また、それがどのように科されうるのかという問題と、市民法の規律に基づき原告に対して行使可能なトレーニングコンペンセーションの請求権がCASの仲裁判断に基づきアルゼンチンの両クラブに対して付与されるか否かという問題とは、厳格に分離されなければならない」。

(g) その他の事由と本件確認の訴えの適法性

最後に、連邦通常裁判所は、「原告の確認の訴えが時期尚早であったということではできない。控訴審裁判所は、原告はNFV協会裁判所への申立てによって協会内部の出訴の途を汲み尽くしたと適切な説明を行ったが(……)、上告理由は、正当にもこの説明に対して疑義を唱えていない。上告によって主張されたそれ以外の考慮、すなわち、原告は、CASにおける手続に関連して、取りうるあらゆる(法的)手段を用いて防御することをせず、かつ、スイスの連邦裁判所に不服申立てをしなかったという考慮は、(既に控訴審裁判所が法的な瑕疵なく確認したように) 被告の本件理事會決定に対しては優先的に協会内部の (verbandsintern) 法的手段に訴え

るべきであるということに配慮すれば、重要ではない<sup>57)</sup>と述べて、それ以外の事由によっても、SVWの本件確認の訴えの適法性は認められるとした。

## (2) 本件強制降格処分の適法性

以上のように、連邦通常裁判所は、SVWの確認の訴えの適法性を認めたいうで、2014年1月13日付の強制降格処分に関するNFVの理事会決定は「無効」(nichtig)であり、SVWの確認の訴えには理由があると判示した<sup>58)</sup>。その根拠および理由は多岐に渡るが、本稿はこれらを以下(a)~(h)の8つに分類して検討する。

### (a) クラブまたは協会による懲戒処分と明確性の要件

第一に、連邦通常裁判所は、あるクラブないし協会による懲戒処分の要件につき、先例を踏襲して、基本法9条で保障されるクラブの自律権に基づく懲戒処分の決定については、同処分に服する者がそれによって生じうる法的不利益を認識できるように、十分に明確な根拠が必要とされる、と判示する<sup>59)</sup>。

「あるクラブの決定が、法律、善良の風俗、または定款の強制力ある規定に違反する場合には、当該決定は無効である」。「基本法9条にいうクラブの自律権(Vereinsautonomie)から導き出される制裁権(Sanktionsgewalt)……の行使に基づき〔下される〕懲戒処分(Disziplinarmaßnahme)を目的とした〔クラブの〕決定については、規定に服する者が、生じる恐れのある法的不利益(Rechtsnachteil)を認識できるように、さらには、当該不利益を甘受するか否か、または自己の行動をそれに適合させるか否かを決定できるように、十分に明確な根拠が必要とされる」。「このことは、クラブのメンバーシップ(Vereinsmitgliedschaft)に基づく懲戒権(Disziplinargewalt)への服従が、クラブの定款から、または(例えば非構成員に対して処分を下す場合のように)法律行為をなす個々の行為を介した服従から直接的に導き出されるか否かに関係なく、妥当する」。

### (b) クラブまたは協会による懲戒処分と根拠規定

第二に、連邦通常裁判所は、あるクラブないし協会が懲戒処分を下すた

めには、その根拠がこれらのクラブないし協会が所属していない上位団体の定款のなかに存在しても十分とは言えず、同クラブないし協会の定款のなかに根拠規定が存在していることが必要である、と判示する<sup>60)</sup>。

「あるクラブによる懲戒処分につき、その根拠が同クラブの定款のなかに見出されなければならないか否か……または、当事者であるクラブ構成員が所属していない上位の団体が自己の定款のなかに適切な規定を有していれば十分であるのか否かについては争いがある。〔この点につき〕ライヒ最高裁判所 (Reichsgericht) の決定からは、上位団体の規則の下で下位クラブの構成員がその団体の規則および制裁に服することは、統括団体 (Dachverband) における当該クラブのメンバーシップ (Mitgliedschaft) からのみ導き出されるべきである、ということを読み取ることができる」。さらに「カールスルーエ上級地方裁判所 (OLG Karlsruhe) は、あるクラブによる懲戒処分につき上位協会の定款に根拠が存すれば十分である、という見解を主張している」。「これに対して、支配的見解は……下位クラブの定款のなかに条項が存在することが必要であるとみている」。

「妥当なのは支配的見解である。それによれば、上位の統括団体によって規定された、下位クラブの構成員であるが当該統括団体の構成員ではない構成員に対する懲戒処分を実施するためには、下位クラブの定款内に根拠を有すること、またはこの〔下位クラブの〕構成員がその〔懲戒処分の実施の〕可能性を別の方法で認識することが必要となる。上位団体の規則は、原則としてその構成員に対してのみ適用される。〔すなわち上位団体の〕この規則は、上位団体における下位クラブのメンバーシップ (Mitgliedschaft) のみを根拠に下位クラブの構成員に及ぶことはない」。

### (c) NFV の本件懲戒処分と NFV 定款の関係

第三に、連邦通常裁判所は、本件においては確かに DFB 定款14条の規定が DFB の加盟団体に対して FIFA の裁定の実施を義務付けてはいるが、そもそも SVW は DFB の構成員ではなく NFV の構成員であるため (本稿第2章2.1(2)および(4)を参照)、その限りにおいて NFV の本件懲戒処分の根拠は、DFB ではなく NFV の定款で規定されていなければならない、とする<sup>61)</sup>。

「とりわけ DFB 定款 3 条 1 号は、DFB は FIFA の構成員であり、このメンバーシップに基づき FIFA の諸規定に服し、かつ FIFA の諸機関の裁定を実施する義務を負うと定める。さらに、同条項は……〔FIFA の〕定款 (Statuten)、サッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーション、および競技規則は、DFB、DFB の構成員……および DFB の加盟団体 (Mitgliedsverbände) の各クラブに対して拘束力を有する、と規定する。DFB 定款 14 条 1b 号によれば、〔DFB の〕加盟団体には、DFB の定款……、DFB の命令および裁定 (Beschluss) に従う義務が課せられる。さらに DFB 定款 14 条 1 g 号は……FIFA の諸機関の裁定を執行する、DFB の加盟団体の義務について定めている」。

「仮に FIFA の裁定が、原則として、DFB 定款の上記規則の下で被告を介して実施されうるものであるとしても (……)、これらの規則は、(例えば原告のような) DFB の構成員ではない被告の構成員に対しても拘束力を持つ必要があったであろう。その限りで、被告の定款 (のみ) が重要となる。基本法 9 条にいうクラブ自律権 (Vereinsautonomie) を援用してクラブ懲戒権 (Vereinsgewalt) を行使するクラブが、(国際的な) 総括団体の規則に対する違反が生じた際に同規則に関連してどのような権利または義務を有するのかを自己の下位構成員に対して明確にすることは、当該クラブの問題である」。

(d) NFV 定款の不明確性

しかしながら、連邦通常裁判所は、「この諸要件を満たす規定は、被告の定款には存在しない」<sup>62)</sup>と判示する。すなわち、同裁判所は、本件の NFV 定款には SVW に対する本件懲戒処分のための「必要な根拠が含まれていない」<sup>63)</sup>だけでなく、本件では「上告理由とは異なり、いわゆるスポーツ団体のピラミッド構造 (Verbandspyramide) の内部における、本件で判断されるべき状況にとって重要となる (何重もの)、十分に明確な、定款による指示 (Satzungsverweisung) は存在しない」<sup>64)</sup>と判示する。具体的には、同裁判所によれば、確かに NFV 定款 3 条は NFV の任務について規定しているが、同規定の文言からは、トレーニングコンペンセーションの不払いを理由とした FIFA の制裁を実施する NFV の任務を十分明確に導き出すことは出来ない、とした<sup>65)</sup>。

「被告の定款の第3条は、被告のDFBにおけるメンバーシップを確認した後に、自己の任務について列挙する。同条項によれば、被告には、とりわけ、『(a)サッカーの利益を主張すること(……)、(b)サッカー技術に関するあらゆる事柄を定めること、(……) および(e)被告の下で設置されたリーグならびに大会の試合運営を実施すること(……)』が義務付けられる。同定款4条は、同任務の履行のための法的根拠として……DFBの定款および規則、被告の定款、ならびにそれに付随する規則を挙げている」。

「〔被告の〕定款の外部に存する状況を考慮することは厳格な要件の下でのみ許されるという、要請される客観的な解釈を採用すれば(vgl. BGH, Urteil vom 13. Oktober 2015 – II ZR 23/14, ZIP 2015, 2217 Rn. 24, zVb in BGHZ 207, 144)、トレーニングコンペンセーションの不払いを理由としたFIFAの制裁の実施は、被告の定款の第3条で挙げられた任務領域のどこにも分類されえない。とりわけ、この〔FIFAの制裁の実施〕は、『試合運営の実施』には含まれえない。トレーニングコンペンセーションの支払いが、問題となった選手の競技資格(Spielberechtigung)のための要件ではないことは明らかである。確かに〔NFVの〕上告理由は、競争条件(Wettbewerbsbedingungen)の平等が、被告の定款にいうRegionalligaにおける試合運営の実施のための(不文の)根拠である、という見解を主張している。〔さらにNFVは〕例えば、この〔トレーニングコンペンセーションの〕制度は機会の平等およびフェアな競争の確保に寄与しうるものであり、さらに、この方法でトレーニングコストを節減しようとする財政的に裕福なビッグクラブによる、小規模で経済的に脆弱な育成クラブの『買収(Leerkaufen)』を妨げうるものであるから、この〔競争条件の平等〕は、FIFAのトレーニングコンペンセーション制度を介して(も)保障される〔と主張する〕。「しかしながら、一方でこのことは、被告が、自己の競技規則(Spielordnung)1条1項において、自己の責任または協力の下で開催する試合のために、DFBが承認したFIFAの競技規則(Spielregeln)に基づくスポーツ開催のみを参照し、選手の地位と移籍に関するレギュレーションを参照していないということと矛盾する。他方で、そのような被告の(主張された)意図と、とりわけそこから導き出されるトレーニングコンペンセーションの不払いの際の制裁可能性は、被告の構成員である原告のために十分に明確に

されていなければならなかった。〔しかしながら〕このことは（いずれにしても）行われていない」。

(e) NFV の本件懲戒処分と本件「ライセンス契約」締結

第五に、連邦通常裁判所は、SVW が「Regionalliga」に参加するために2006年2月にDFBとの間で「ライセンス契約」を締結していたことも、このことがトレーニングコンペンセーションの不払いを理由にNFVにより強制降格処分を科される根拠とはならない、と判示する<sup>66)</sup>。すなわち、同裁判所によれば、確かにあるクラブが契約上の合意を介して上位団体の懲戒権に服することはありうることであり、また、本件ライセンス契約はトレーニングコンペンセーションに関するFIFAの規則を参照しているとも解しうるが、当該契約からは、SVWがトレーニングコンペンセーションの不払いを理由にFIFAの懲戒処分を科されるということについてまでの十分に明確な指摘は見出せないから、当該契約の締結は本件強制降格処分の根拠とはならない、という<sup>67)</sup>。

「確かに、契約上の合意を介して、あるクラブの懲戒権に服するということは起こりうることである……。しかしながら、その限りにおいて上告理由で引用された2006年締結の『Relionalligaのライセンス契約』には、(同契約が、第4条1項と結びついた同7条に基づき2006/2007年シーズンにのみ期限付きで適用され、さらに原告とDFBの間の法律関係(Rechtsbeziehungen)のみを規定していたということに関わらず)十分に明確な根拠が存在しない。すなわち……原告は、トレーニングコンペンセーションを支払わなかった場合に原告にどのような法的不利益が生じうるのかについて、同契約から察することが出来ないのである」。

「当該ライセンス契約1条1項……は、競技実施の法的根拠として、FIFAの競技規則、ならびにDFBおよびその加盟団体の定款および規則と並んで……(国内および国外の)サッカー選手の地位およびクラブ移籍に関する諸原則も規定している。仮に〔同条項のなかに〕FIFAの〔移籍に関する〕原則も含まれうると想定した場合には、〔Regionalligaの〕参加者は、さらに、同ライセンス契約の第5条1項f号を介して、〔FIFAの〕トレーニングコンペンセーションに関する規則を含む、サッカー選手の地位と移籍に関する諸規定を……承認し履行する義務(のみ)を負

うことになる。しかしながら、たとえ〔ライセンス契約による〕こうした引用 (Bezugnahme) がそれ自体、〔トレーニング〕コンペンセーションに関する規則を含む FIFA の適切な諸規定を明確に参照している、という前提が成り立ちうるとしても、Regionalliga の参加者によるそうした〔トレーニング〕コンペンセーションの債務不履行を理由に、Regionalliga の開催者が科す……FIFA によるひとつまたは複数の懲戒処分の命令が導き出されうる、ということに対する十分に明確な指摘 (Hinweis) は欠如していた。たとえ懲戒権の移譲 (Delegation) が考慮されたとしても、またはたとえ当該ライセンス契約が、懲戒権を行使する上位の統括団体の諸規則 (Reglurarien) を援用することを意図していたとしても、このことは、当該規則に服する者に対して十分に明確でなければならず、かつ事前に明確に周知させておかなければならなかったであろう」。

(f) NFV の本件懲戒処分と SVW の「Regionalliga」への参加

第六に、連邦通常裁判所は、SVW が「Regionalliga」に参加したことも、SVW がトレーニングコンペンセーションの不払いを理由に NFV により強制降格処分を科される根拠とはならない、と判示する。すなわち、同裁判所によれば、確かに、競技会への参加者は、最上位団体の規定するスポーツ規則および大会規則だけでなく、狭義の意味での競技規則や、大会条件の作成もしくは大会運営の確保に寄与する規則にも服する。しかしながら本件で問題となっている FIFA のトレーニングコンペンセーションに関する規則はこれらのどの規則にも妥当せず、また、トレーニングコンペンセーションは「Regionalliga」における試合および大会に明確かつ直接的に関連するものではないから、SVW の「Regionalliga」への参加から強制降格処分が導き出されるわけではないという<sup>68)</sup>。

「確かに、スポーツ大会への参加者が服さなければならない規則は、(最上位) 団体自身だけでなくそれに追従する団体、クラブ、および団体に所属していない事業者が自ら公募し組織運営した大会の根拠としている、同最上位団体の規定する広範にスタンダード化されたスポーツ規則および競技規則 (Sport- und Wettkampfordnungen) のなかで定められる、というのが通常である。すなわち、そのような規則は、それが団体の規

則に基づき (vereinsrechtlich) どのように拘束力を有するのかが考慮されることなしに、[大会の]全参加者に等しく適用されることを要求する。さらに、このことは、本法廷の判例によれば、最狭義の各スポーツ種目の競技規則 (Spielregeln) だけではなく、以下のような規則にも関連する。すなわち、それは、参加者の身体的不可侵の保障、クラス分けおよび資格付与の問題 (Klassifikations- und Qualifikationsfrage) に関する規則、平等なスポーツ要綱および大会要綱 (Sport- und Wettkampfbedingungen) の作成、各スポーツ種目の公における名声、規律されたスポーツ運営および大会運営の組織化された実施の確保に寄与する規則であって、かつ、すべての現役選手が等しく、組織化されたスポーツのすべての参加を介してその遵守を前提とする規則である。[加えて] このことは、その任意の遵守が当てにならないため、関連する競技規則またはスポーツ規則が規則違反に対して科している制裁をもってはじめて、意義を有する」。

「しかしながら、本件で問題となっているトレーニングコンペンセーションに関する規則、およびそれと関連する FIFA の制裁規定は、狭義の意味での〔各スポーツ種目の〕競技規則でもなければ、本法廷の上述した判例にいう、平等なスポーツ要綱および大会要綱の作成、または Regionalliga での規律されたスポーツ運営および大会運営の確保に寄与する規則でもない。上述したように、トレーニングコンペンセーション (の支払い) またはその実施〔の有無〕に係わらず、本件当事者である選手の競技資格 (Spielberechtigung) は存在する。つまり、直接的なスポーツ運営および大会運営は、[選手の競技資格]とは無関係である。たとえば、最広義の意味でのトレーニングコンペンセーションが平等な〔スポーツおよび大会〕要綱の作成に寄与するものであったとしても、同コンペンセーションは、すべての大会参加者が (明示的な規定がなくとも) 平等にそれを遵守するような規則に……属するといえるほど、リーグにおける具体的なスポーツ大会に明確かつ直接的に関連するものではない」。

(g) NVW の本件懲戒処分と SVW の紛争解決手続への参加

第七に、連邦通常裁判所は、FIFA が定めた紛争解決手続に SVW が参加したことから、SVW がトレーニングコンペンセーションの不払いを理由に NFV により強制降格処分を科されることはないという結論が導き出される、という。すなわち、同裁判所によれば、SVW は、①アルゼン



チンの両クラブから要求されたトレーニングコンペンセーションの額が不当であるとして、DRCにおける不服申立ての手續に参加し(本稿第2章2.2(4)を参照)、また、②2012年10月5日のFIFAの規律委員会の強制降格処分の裁定に対してCASに提訴したのであるから(本稿第2章2.2(9)を参照)、その後にSVWが、トレーニングコンペンセーションの不払いを理由にNFVの制裁に服することはない、とする<sup>69)</sup>。

#### (h) トレーニングコンペンセーションの制度とEU運営条約45条

以上の理由から、連邦通常裁判所は、強制降格処分に関するNFVの理事会決定は「無効」であり、SVWの確認の訴えには理由があると判示した。ただし、同裁判所は、プレーメン上級地方裁判所の判断とは異なり、FIFAのトレーニングコンペンセーション制度がEU運営条約45条に適合するかの問題については「本件の訴訟の決定のためには重要ではなく、それゆえ、本法廷では未解決にしておくことができる」<sup>70)</sup>と述べて、同制度に基づく本件懲戒処分がEU運営条約45条に適合しているか否かの問題については判断を回避している。

## 4.2 学説の評価

本件において、NFVは、強制降格を自ら「命令」または「処分」したわけではなく、単にFIFAの裁定を「執行」したにすぎない<sup>71)</sup>。しかしながら、連邦通常裁判所は、上述のように、NFVが、自身の構成員ではあるがFIFAの構成員ではないSVWに対してSVWのトレーニングコンペンセーションの不払いを理由にFIFAが科した強制降格処分を実施するためには、自己の定款にその法的根拠が明記されている必要があると述べたうえで、NFV定款にはその規定が欠けているため、結論としてFIFAの強制降格処分の実施を決定したNFVの本件理事会決定は無効である、と判示した。換言すれば、本件では、NFVの定款にはFIFAが科した強制降格処分を実施するための十分な根拠がなく、それゆえSVWの上位団体であるNFVはFIFAがSVWに科した当該制裁を実施する権限を有していなかった、と判断された<sup>72)</sup>。また、この理由から、同裁判所は、FIFAのトレーニングコンペンセーションがEU運営条約45条に適合しているか否かの問題に立ち入ることを回避している。

本判決に対するドイツの学説の評価はいまだ定まっているとはいえない

い。ただし、学説のなかには本判決の判決理由に対する批判も唱えられているので<sup>73)</sup>、その点についてここで指摘しておくことにする。すなわち、同批判によれば、第一に、連邦通常裁判所は本件においてNFVがFIFAの裁定を実施したことを問題視したが、NFVは、「持続的なメンバーシップ」の有無にかかわらず、そもそもRegionalliga Nordを運営する立場からSVWに対して強制降格を実施する権限を有していた、という。加えて、NFVは基本法9条1項にいう「スポーツ団体の自律権」(Verbandsautonomie)から導き出されるスポーツ団体のピラミッド体制に組み入れられており、その組織への参加はSVWにも義務付けられていた、という。

第二に、連邦通常裁判所はNFV定款のなかにFIFAの強制降格処分を実施するための根拠が存在することが必要であるとしたが、こうした過度の要求が批判の対象となっている。すなわち、当時のNFV定款は、「下位のディビジョンへの配置換え (Versetzung)」という文言で制裁について規定しており、またNFVにはFIFAの裁定を実施する権限および義務があることを指摘していたのであるから、「不十分」であった可能性はあるものの、同定款には「授権の根拠」(Ermächtigungsgrundlage)が存在していたといえることができる、という。さらに、同裁判所のこうした過度の要求は、国内および国際スポーツ団体に認められた「スポーツ団体の自律権」を侵害するものであるという。

## 5. むすびにかえて

2013/2014年シーズンに降格圏内に沈んだ「スポーツ上の事由」に加えて、2014年1月13日のNFVの強制降格処分の実施決定により、いずれにしてもSVWは同シーズン終了後に4部リーグ「Regionalliga Nord」から下位ディビジョンへ降格した。その後、SVWは、クラブの財政上の理由から5部リーグ「Oberliga Niedersachsen」のライセンスを失い、以後は6部リーグ「Landesliga」、7部リーグ「Bezirksliga」へと転落していった。2016年9月20日に下された本件の連邦通常裁判所判決により、確かにSVWは法的な勝利を獲得した。しかしながら、同判決にもかかわらず、DFBおよびNFVはSVWの「Regionalliga Nord」への復帰を拒否した。その理由は、SVWの降格はFIFAの裁定ではなくSVWのスポーツ上の事由に起因するものであるからだといふ<sup>74)</sup>。

このような結論にもかかわらず、本判決による SVW の法的な勝利はドイツサッカー界に大きな影響を与えた。すなわち、一方で、当初 SVW は「噛ませ犬」であり、SVW が FIFA、DFB、NFV に対して勝利することは不可能であると揶揄されていたが、最終的に SVW がこの「ダビデ対ゴリアテ」の戦いに勝利したことで、個々のクラブは、FIFA や DFB の裁定や決定を拒否し、場合によってはサッカー連盟やサッカー協会を相手に国内の通常裁判所に対して訴えを提起することを勇気づけられたとされる。他方で、SVW の法的勝利により、小さなクラブは、移籍先クラブからより高額なトレーニングコンペンセーションを獲得する機会を失い、また、サッカー協会はよりきめ細やかな定款を作成することを義務付けられることとなったとされる。加えて、本判決は、FIFA の現行のトレーニングコンペンセーション制度が EU 法に適合するか否かの問題を未解決にしたため、各サッカークラブは、今後、同制度をどのような基準に基づき運用すべきかという新たな課題を突きつけられることとなった。

(2020年10月19日脱稿)

## 注

- 33) この点につき、小島武司／猪股孝史『仲裁法』471頁（日本評論社・2014）を参照。
- 34) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 12.
- 35) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 12 f.
- 36) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 13 ff.
- 37) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 16. なお、スイス国際私法の翻訳として、三浦正人「1987年スイス連邦国際私法仮訳」名城法学39巻1号65頁以下（1989）を参照。
- 38) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 16.
- 39) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 17 f.
- 40) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 18 f.
- 41) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 20.
- 42) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 21 f.
- 43) EuGH, Urt. v. 16. 03. 2010 (Olympique Lyonnais), Rs. C-325/08, Slg. 2010, I-2196.
- 44) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 22 f.
- 45) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 24.

- 46) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 24 f. この点につき、Vgl. Kliesch, a. a. O. (Anm. 5), S. 188.
- 47) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 20.
- 48) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 25.
- 49) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14, S. 27 ff.
- 50) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 22.
- 51) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 25.
- 52) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 26.
- 53) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 28 f.
- 54) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 30.
- 55) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 31.
- 56) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 32.
- 57) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 34.
- 58) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 36.
- 59) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 37.
- 60) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 39 ff.
- 61) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 45 f.
- 62) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 46.
- 63) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 38.
- 64) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 44.
- 65) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 47 ff.
- 66) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 50.
- 67) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 51 f.
- 68) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 54 f.
- 69) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 56.
- 70) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15, Rn. 57.
- 71) Vgl. Orth/Stopper, a. a. O. (Anm. 8), SpuRt 2015, 51 (52).
- 72) Vgl. J. Axtmann/R. Muresan, Die FIFA-Regelung der Ausbildungsentschädigung im Lichte der EU-Freizügigkeit, CaS 2017, 3 (3); B. Hess, Aktuelle Kontroversen um die Sportschiedsgerichtsbarkeit: Die Urteile Pechstein und SV Wilhelmshaven, in: ders. (Hrsg.), Der europäische Gerichtsverbund, 2017, S. 125 (131).
- 73) Vgl. Orth, a. a. O. (Anm. 17), SpuRt 2017, 9 (13 ff.).
- 74) FAZ 21. 12. 2016, S. 16.

(付記) 本稿は、令和2年5月に愛知県立大学から交付された「令和2年度学長特別教員研究費」による研究成果の一部である。